

静岡県地域防災計画の修正（案）

平成 1 8 年 6 月 1 6 日

静岡県

1 基本方針

(1) 地域防災計画（一般対策編、地震対策編）

ア 国の防災基本計画の修正に伴う修正

平成17年7月に国の防災基本計画が修正されたことに伴い、所要の修正を行う。

イ 東海旅客鉄道株式会社の防災業務計画の修正を踏まえた修正

東海旅客鉄道株式会社の防災業務計画の修正を踏まえ、所要の修正を行う。

ウ 地震対策緊急整備事業計画の変更に伴う修正

地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業計画の変更に伴い、所要の修正を行う。

エ その他

- 語句の言い換え
- 組織変更等に伴う名称の修正
- その他所要の修正

(2) 地域防災計画（原子力対策編）

ア 緊急被ばく医療体制の変更に伴う修正

緊急被ばく医療の対象を拡大するとともに、より実効性のある緊急被ばく医療を実施するため医療体制を変更することに伴い、所要の修正を行う。

イ その他

- 語句の言い換え
- 組織変更等に伴う名称の修正
- その他所要の修正

2 修正スケジュール

日 程	内 容
平成18年 ～5月中旬	関係機関への意見照会・回答の集約、消防庁への事前協議
5月25日	地震対策推進幹事会（庁内）
6月12日	地震対策推進会議（庁内）
6月16日	静岡県防災会議
防災会議終了後	内閣総理大臣への修正協議

(1) 地域防災計画（一般対策編、地震対策編）

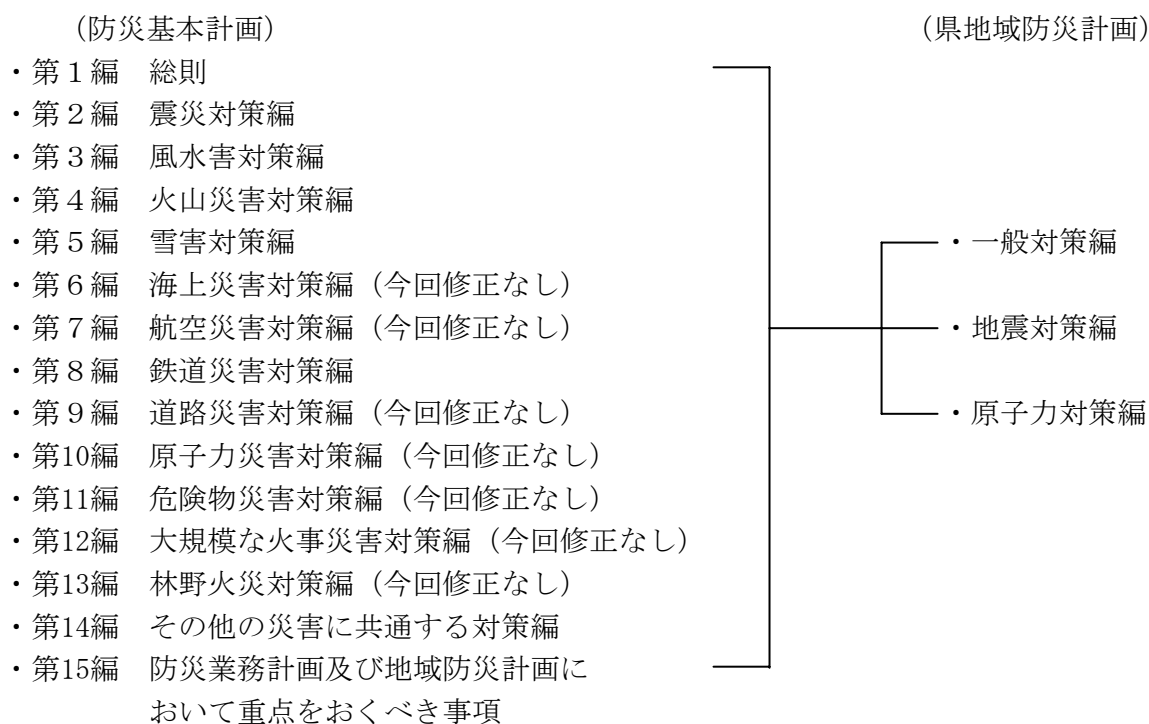
ア 国の防災基本計画の修正に伴う修正

(ア) 国の防災基本計画の修正の概要

a 基本的な考え方

国は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項に基づき中央防災会議が作成・修正を行う防災基本計画について、前回の修正（平成16年3月）以降に中央防災会議等において取りあげられた防災施設に関する主要事項を反映する等の修正を行う。

b 防災基本計画の構成



c 主な修正内容

① 国民運動の展開

いっどこでも起こりうる災害への備えを実践する国民運動の展開の必要性について、総則に明記する。

※平成17年版防災白書（H17.6.14閣議決定、国会報告）の反映

② 地震防災戦略

大規模地震について、国は、被害軽減量及び達成時期を含む減災目標等を示した地震防災戦略の策定、実施及びその定期的なフォローアップを図ることとし、関係地方公共団体は、これを踏まえた地域目標の策定に努めるほか、これ以外の地震について、地域の特性を踏まえ、減災目標を策定する等の対策の推進に努めることについて、震災対策編に明記する。

※「地震防災戦略」（H17.3.30中央防災会議決定）の反映

③ 津波対策

津波避難ビルの活用、津波ハザードマップの整備、津波防災訓練の実施等について、震災対策編に明記する。

※インド洋津波災害を教訓とした津波防災対策充実の反映

④ 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者に対して早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報の活用等、情報伝達及び災害時要援護者の避難支援に関する対策について、風水害対策編に明記する。

※「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」(H17.3.30中央防災会議報告)の反映

⑤ 洪水ハザードマップの活用推進等の洪水・土砂災害対策

中小河川における洪水情報の提供、浸水想定区域におけるハザードマップを通じた洪水予報等の伝達方法、避難場所の周知徹底等の円滑・迅速な避難を確保するための措置の充実等について、風水害対策編に明記する。

※第162回国会で可決成立した水防法等の改正の反映

⑥ 避難生活の環境整備等の避難者対策

避難場所における災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難場所の運営管理、旅館等の借上げによる多様な避難場所の確保等の避難生活の環境整備の充実、公営住宅や空家等を利用した住生活の早期確保、住宅の応急修繕の推進等の避難者対策の充実について、自然災害対策の各編に明記する。

※新潟県中越地震等の最近の災害の教訓を踏まえた対策充実の反映

⑦ 企業防災の促進

企業が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定促進等について、自然災害対策の各編に明記する。

※「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言(H17.3.30中央防災会議報告)の反映

⑧ その他

(イ) 地域防災計画修正の概要 ※ページは新旧対照表のページを示す。

a 地震防災戦略

県は、国の地震防災戦略を踏まえ、地域目標として「地震対策アクションプログラム2006」を策定し、県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な地震対策を進める。また、市町に対して、地域目標の策定を働きかけることを明記する。

主な記載箇所 ※ページは新旧対照表のページを示す。

- 地震対策編 第2編平常時対策 第4章地震災害予防対策の推進(39ページ)

b 津波対策

市町長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難の勧告及び指示の意味合い、避難方法等の周知に努めることを明記する。

主な記載箇所

- 地震対策編 第2編平常時対策 第4章地震災害予防対策の推進(41ページ)

c 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援

市町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化するため、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）の伝達に努めることを明記する。

主な記載箇所

- 一般対策編 第2章災害予防計画 第17節住民の避難誘導體制（9ページ）

d 洪水ハザードマップの活用推進等の洪水・土砂災害対策

浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとするを明記する。

主な記載箇所

- 一般対策編 第2章災害予防計画 第5節砂防、地すべり、急傾斜地災害防除計画（6ページ）

e 避難生活の環境整備等の避難者対策

- ・避難所での避難生活の運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。
- ・高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。
- ・市町は、避難所（被災者の避難施設）に必要な設備及び資機材について、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

を明記する。

主な記載箇所

- 地震対策編 第3章災害応急対策計画 第7節避難救出計画（16ページ）
- 地震対策編 第2編平常時対策 第4章地震災害予防対策の推進（43ページ）

f 企業防災の促進

事業所等は、災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとするを明記する。

主な記載箇所

- 一般対策編 第2章災害予防計画 第20節事業所等の自主的な防災活動（11ページ）
- 地震対策編 第2編平常時対策 第2章自主防災活動（37ページ）

イ 東海旅客鉄道株式会社の防災業務計画の修正を踏まえた修正

(ア) 基本的な考え方

東海旅客鉄道株式会社の防災業務計画の修正を踏まえ、修正する。

(イ) 地域防災計画修正の概要

「【警戒宣言発令時】

(1) 列車の運転規制等

ア 新幹線

(ア) 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。

(イ) 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。

(ウ) 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

イ 在来線

(ア) 強化地域への進入を禁止する。

(イ) 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

(ウ) 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。」を明記する。

主な記載箇所 ※ページは新旧対照表のページを示す。

- 地震対策編 第4編地震防災応急対策 第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 (61ページ)

ウ 地震対策緊急整備事業計画の変更に伴う修正

(ア) 経過

平成17年3月に地震財特法が延長されたことに伴い、平成21年度までの地震対策緊急整備事業計画を作成し、平成18年3月に内閣総理大臣の同意を得た。

(イ) 地震対策緊急整備事業計画の概要

(単位：百万円)

事業名		区分	事業主体	事業概要	概算事業費
避難地	公園事業		市	14箇所 約57.1ha	26,199
避難路	街路事業		県	5箇所 延長約1.4km	8,272
			市	25箇所 延長約13.1km	36,063
			小計	30箇所 延長約14.5km	44,335
	土地区画整理事業		市	4箇所 延長約1.2km	5,949
			組合	2箇所 延長約0.9km	951
			小計	6箇所 延長約2.1km	6,900
	計		36箇所 延長約16.5km	51,235	
消防用施設	消防防災施設整備事業		市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	49,275
	消防防災設備整備事業		市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等	
		計		8,964施設	49,275
通信施設	防災行政無線回線強化整備事業		県	中継局新設5、回線中継2,000MHz化、市町村等端末22ブロック分割整備	1,134
	同時通報用無線施設等整備事業		市町	38市町村、親局36、基地局8、中継局9、子局10,251、移動局352	4,290
		計			5,424
緊急輸送道路	(改築)				
	道路改良事業(一般国道)		県・市	約41箇所	86,694
	〃(県道)		県	約37箇所	31,363
	特改一種事業(一般国道)		〃	約31箇所	17,924
	〃(県道)		〃	約28箇所	8,056
	橋梁整備事業(一般国道)		〃	約23箇所	5,657
	〃(県道)		〃	約3箇所	5,049
			小計	約163箇所	154,743
	(橋梁)				
	橋梁整備事業(一般国道)		県・市	約3箇所	6,078
	〃(県道)		県	約4箇所	3,546
	橋梁補修事業(一般国道)		〃	約32箇所	7,165
	〃(県道)		〃	約10箇所	814
			小計	約49箇所	17,603
	(災害防除)				
	災害防除事業(一般国道)		県	約383箇所	20,373
	〃(県道)		〃	約327箇所	10,858
			小計	約710箇所	31,231
		計		約922箇所	203,577
	緊急輸送港湾	(係留施設)			
港湾改修事業			県	岸壁6港 延長約785m 物揚場3港 延長約293m	5,901
			町	岸壁1港 延長約90m	191
			小計	岸壁7港 延長約875m 物揚場3港 延長約293m	6,092
(臨港通施設)					
港湾改修事業		県	橋梁2港(4橋) 延長約304m	1,264	
	計			7,356	

(単位：百万円)

事業名		区分	事業主体	事業概要	概算事業費
緊急輸送漁港	漁港修築改修事業	県		岸壁延長約 450 m 岸壁延長約 120 m	1,467
		町		岸壁延長約 150 m	257
	計			3港 岸壁延長約 720 m	1,724
公的医療機関	病院施設緊急整備事業 (非木造改築)	県		約 2箇所 延床面積 7,679 m ²	1,575
		市町+ 一部事務組合		約 13箇所 延床面積 34,240 m ²	7,484
		公的病院		約 5箇所 延床面積 20,168 m ²	3,932
	計			約 20箇所 延床面積 62,088 m ²	12,991
社会福祉施設	社会福祉施設整備事業 (木造改築)	県		約 1箇所 300 m ²	42
		市町		約 75箇所 定員約 6,555人	7,539
		社会福祉法人		約 26箇所 " 2,185人	2,741
		小計		約 102箇所 " 8,740人	10,322
	社会福祉施設整備事業 (非木造改築)	県		約 2箇所 " 174人	2,129
		市町		約 10箇所 " 564人	3,488
		社会福祉法人		約 25箇所 " 1,790人	10,117
		小計		約 37箇所 " 2,528人	15,734
	社会福祉施設整備事業 (非木造補強)	県		約 3箇所 " 290人	176
		市町		約 7箇所 " 900人	1,429
		社会福祉法人		約 14箇所 " 1,180人	611
		小計		約 24箇所 " 2,370人	2,216
	計			約 163箇所 " 13,638人	28,272
公立小中学校	公立小・中学校危険建物 改築事業(木造改築)	市町		約 310校 改築面積 約326,763 m ²	41,047
	公立小・中学校危険建物 改築事業(非木造改築)			約 636校 改築面積 約750,269 m ²	124,689
	公立小・中学校危険建物 改築事業(非木造補強)			約 843校 補強面積 約1,780,412 m ²	64,192
	計			約 1,789校 延面積 約2,857,444 m ²	229,928
河川管理施設 海岸保全施設	中小河川改修事業等	県		2河川	7,872
	総合治水事業	"		1河川	300
	耐震対策河川事業	"		10河川	24,823
	漁港海岸保全事業	"		3海岸 堤防護岸 延長 約4,295 m	6,181
	"	市町		9海岸 4,255 m	7,399
	港湾海岸改修事業	県		11海岸 15,711 m	17,798
	海岸高潮対策事業	"		6海岸 8,129 m	7,216
	計				71,589
砂防設備	通常砂防事業	県		79 箇所	12,777
	予防治山事業	"		574 箇所	12,747
	復旧治山事業	"		1,294 箇所	39,429
保安施設	地すべり対策事業	小計		159 箇所	39,164
	" (農林水産省)	県		59 箇所	14,286
地すべり防止施設	" (林野庁)	"		40 箇所	5,543
	" (国土交通省)	"		60 箇所	19,335
	急傾斜地崩壊防止施設	"		630 箇所	96,128
ため池	県営ため池整備事業	"		20 箇所	2,666
	団体営ため池整備事業	市町		78 箇所	2,857
	計			2,834 箇所	205,768
合計					893,338

エ その他

(ア) 地域防災計画修正の概要（一般対策編）

区分 章	節	修正要旨
全般		○市町村合併に伴う修正（市町村→市町）
第1章 総論	第3節 防災上重要な機関の 処理すべき事務又は業務の 大綱	○総務省東海総合通信局の法令等との整合に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○厚生労働省静岡労働局の行う業務を整理し、適切な記述に修正 ○国土交通省中部地方整備局の組織改正に伴う修正 ○日本銀行の防災業務計画に合わせた修正 ○名称変更に伴う修正
	第6節 予想される災害と地 域	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○土砂災害防止法の施行に伴う修正
第2章 災害予防 計画	第1節 河川災害予防計画	○時点修正
	第3節 港湾漁港保全災害防 除計画	○時点修正
	第5節 砂防、地すべり、急傾 斜地災害防除計画	○通常の表現に修正 ○時点修正
	第6節 治山災害防除計画	○時点修正
	第9節 通信施設等整備改良 計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第18節 防災訓練	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第20節 事業所等の自主的な 防災活動	○正式名称を記述
	第22節 災害時要援護者支援 計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第3章 災害応急 対策計画	第2節 組織計画	○県警察災害警備計画との記述統一に伴う修正
	第3節 応援計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第4節 通信情報計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第6節 災害救助法の適用計 画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第7節 避難救出計画	○災害救助法との整合に伴う修正
	第8節 食糧供給計画	○災害救助法との整合に伴う修正

区 分 章	節	修 正 要 旨
	第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画	○災害救助法との整合に伴う修正
	第10節 給水計画	○災害救助法との整合に伴う修正
	第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	○災害救助法との整合に伴う修正
	第12節 医療助産計画	○災害救助法との整合に伴う修正 ○医療救護計画との整合に伴う修正 ○名称変更に伴う修正
	第13節 防疫計画	○県地域防災計画地震対策編との記述統一に伴う修正
	第15節 死体の捜索及び処理埋葬計画	○災害救助法との整合に伴う修正
	第16節 障害物防除計画	○災害救助法との整合に伴う修正
	第17節 輸送計画	○防災船の廃止に伴う修正
	第18節 交通応急対策計画	○災害対策基本法との整合に伴う修正
	第19節 応急教育計画	○災害救助法との整合に伴う修正 ○学校の対象範囲の拡大に伴う修正
	第21節 県警察災害警備計画	○警察署の組織改正に伴う修正
	第23節 水防計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○水防法改正に伴い、特別警戒水位を追加 ○非常配備体制だけでなく、水防の配備体制を正確に表記
	第24節 応援協力協定	○名称変更に伴う修正
	第25節 ボランティア活動支援計画	○静岡県ボランティアセンターを適切な記述に修正 ○県地域防災計画地震対策編との記述統一に伴う修正
	第29節 電力施設災害応急対策計画	○市町村合併に伴う修正
第31節 突発的災害に係る応急対策計画	○消防庁の組織改正に伴う修正 ○警察法との整合に伴う修正 ○名称・電話番号の変更に伴う修正	
第4章 災害復旧 計画	4 上下水道災害復旧事業計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第5章 伊豆東部 火山群の 火山災害 対策計画 及び富士 山の火山 防災計画	第1節 伊豆東部火山群の火山災害対策計画	○緊急輸送路と緊急交通路について、適切な記述に修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
		○気象庁の気象業務法施行規則との整合に伴う修正 ○静岡県の組織改正に伴う修正 ○静岡県の施設新設に伴う修正
	第2節 富士山の火山防災計画	○国の富士山火山広域防災対策基本方針に基づく修正 ○実施主体に国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所を追加

(イ) 地域防災計画修正の概要（地震対策編）

編	区分	章	修正要旨
全般			<ul style="list-style-type: none"> ○市町村合併に伴う修正（市町村→市町） ○注意情報、予知情報を適切な記述に修正
第1編 総論		第1章 計画の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ○総務省東海総合通信局の法令等との整合に伴う修正 ○厚生労働省静岡労働局の行う業務を整理し、適切な記述に修正 ○国土交通省中部地方整備局の組織改正に伴う修正 ○第三管区海上保安本部の所掌事務に合わせた修正 ○日本銀行の防災業務計画に合わせた修正 ○名称変更に伴う修正 ○語句の修正
第2編 平常時対策		第1章 防災思想の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○名称変更に伴う修正
		第2章 自主防災活動	<ul style="list-style-type: none"> ○記述の整理に伴い、記述位置を修正 ○実施機関の整理に伴う修正
		第3章 地震防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○名称変更に伴う修正
		第4章 地震災害予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○静岡県個人住宅建設資金の新規募集停止に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○土砂災害危険箇所図の配布に伴う修正 ○一般対策編との整合に伴う修正 ○災害時の健康支援活動ガイドライン作成に伴う修正 ○防災船の廃止に伴う修正
第3編 地震防災 施設緊急 整備計画		第1章 地震防災施設整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○防災船の廃止に伴う修正
		第2章 地震対策緊急整備事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○地震対策緊急整備事業計画の策定に伴う修正
		第3章 地震防災緊急事業五箇年計画	<ul style="list-style-type: none"> ○政令市移行に伴う事業主体の修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第4編 地震防災 応急対策		第1章 防災関係機関の活動	<ul style="list-style-type: none"> ○地震防災応急（災害）対策要員指名要領の名称変更に伴う修正 ○市町村合併による該当市町の消滅に伴う修正 ○経済産業局、産業保安監督部の組織改正に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○日本銀行の防災業務計画に合わせた修正 ○名称変更に伴う修正

区分 編	章	修正要旨
	第7章 避難活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第8章 社会秩序を維持する活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第9章 交通の確保活動	○緊急輸送路と緊急交通路について、適切な記述に修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第10章 地域への救援活動	○県医療救護計画との整合に伴う修正 ○災害時の健康支援活動ガイドライン作成に伴う修正 ○市町における健康支援活動の早期始動についての体制整備の必要性について追加 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第11章 県有施設設備の防災措置	○警戒宣言後の道路パトロールについて削除 ○緊急輸送路と緊急交通路について、適切な記述に修正
	第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	○東海旅客鉄道(株)の防災業務計画に合わせた修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第5編 災害応急 対策	第1章 防災関係機関の活動	○地震防災応急(災害)対策要員指名要領の名称変更に伴う修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○厚生労働省静岡労働局の行う業務を整理し、適切な記述に修正 ○国土交通省中部地方整備局の組織改正に伴う修正 ○日本銀行の防災業務計画に合わせた修正 ○名称変更に伴う修正 ○緊急輸送路と緊急交通路について、適切な記述に修正
	第4章 緊急輸送活動	○防災船の廃止に伴う修正
	第5章 広域応援活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○名称変更に伴う修正
	第6章 災害の拡大防止活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○被災建築物及び被災宅地等に区別し、応急危険度判定について具体的な行動を追加
	第7章 避難活動	○一般対策編と整合を取るため、福祉避難所、2次的避難所を追加 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正

区分 編	章	修正要旨
	第9章 交通の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送路と緊急交通路について、適切な記述に修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○海上保安庁法に基づく措置について、適切な記述に修正
	第10章 地域への救援活動	<ul style="list-style-type: none"> ○県広域受援計画との整合に伴う修正 ○名称変更に伴う修正 ○基本方針の追加 ○関係団体との協定締結に伴う追加 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○静岡県ボランティア協会を追加及び適切な記述に修正
第6編 復旧・復興対策	第1章 防災関係機関の活動	<ul style="list-style-type: none"> ○経済産業局、産業保安監督部の組織改正に伴う修正 ○日本銀行の防災業務計画に合わせた修正 ○名称変更に伴う修正 ○東海旅客鉄道(株)の防災業務計画に合わせた修正

(2) 地域防災計画（原子力対策編）

ア 緊急被ばく医療体制の変更に伴う修正

(ア) 基本的な考え方

原子力安全委員会の防災指針「原子力施設等の防災対策について」を踏まえ、緊急被ばく医療の対象を拡大するとともに、より実効性のある緊急被ばく医療を実施するため医療体制を変更することに伴い、所要の修正を行う。

(イ) 主な修正内容

a 緊急被ばく医療活動の対象者の拡大

周辺住民等のみでなく**発電所職員も対象とする**よう修正する。

b 緊急時の医療措置体制の変更

緊急時の混乱等により生じる一般的傷病、身体的異常、疾病等の悪化等への対応も含めた緊急時医療措置体制を、**被ばく患者への緊急被ばく医療に重点をおいた緊急被ばく医療体制**に修正する。

「**第1群**（緊急時の混乱等による一般的傷病）」、

「**第2群**（急性障害は生じない程度の放射線被ばく）」、

「**第3群**（臨床観察あるいは医療を要する程度の被ばく）」を、

各々、

「**初期被ばく医療**（救護所等における初期対応、近隣病院における外来診療）」、

「**二次被ばく医療**（県内の専門設備を有する病院における入院診療）」、

「**三次被ばく医療**（県外の専門医療機関における入院診療）」に修正する。

(ウ) 地域防災計画修正の概要

章	区分	節	修正要旨
第3章 原子力災害 応急対策		第8節 救助・救急、 消火及び緊急被ばく医 療活動	<ul style="list-style-type: none"> ○「医療活動」を「緊急被ばく医療活動」に修正 ○緊急被ばく医療対象者の拡大 ○医療体制を「初期被ばく医療」、「二次被ばく医療」、「三次被ばく医療」に修正 ○市町村合併に伴う修正 ○従来の記述を整理、適切な記述に修正
別表		(3-8-1) ～(3-8-4)	<ul style="list-style-type: none"> ○医療体制を「初期被ばく医療」、「二次被ばく医療」、「三次被ばく医療」に修正 ○「初期被ばく医療」実施医療機関を「初期被ばく医療機関」4病院と、「救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関」5病院とし、機能を分担化 ○一般的傷病等に対する医療措置を行う医療機関である診療所等を削除

イ その他

地域防災計画修正の概要

章 / 区分	節	修正要旨
全般		○市町村合併に伴う修正 (市町村→市町、相良町→牧之原市、関係市町→関係市、周辺市町→周辺市)
第1章	第4節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針	○防災指針策定年月日の削除
	第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	○国家行政組織法に基づく省庁順に修正 ○東海総合通信局の所掌事務を適切な記述に修正 ○日本道路公団の民営化に伴う名称の修正 ○指定公共機関の見直しに伴う関係独立法人の追加
第2章	第6節 災害応急体制の整備	○日本原子力研究開発機構発足に伴う名称の修正
	第7節 避難収容活動体制の整備	○一般対策編等との整合をとるため、福祉避難所の記載を追加
第3章	第4節 屋内退避、避難収容所等の防護活動	○災害時要援護者への配慮する対象施設に
	第8節 救急・消防、消火及び医療活動	○従来 of 記述を整理し、適切な記述に修正
第4章	第2節 注意情報発表時等における対策	○従来 of 記述を整理し、適切な記述に修正
	第3節 地震災害応急対策	○従来 of 記述を整理し、適切な記述に修正
別 図	別図(3-2-1)	○組織改正等に伴う修正